

監 査 報 告 書

2026年6月17日

学校法人 松 商 学 園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 松商学園

監 事	田 中 紀 夫	印
監 事	山 中 崇	印
監 事	村 上 晋 祐	印

私たち監事は、私立学校法及び学校法人松商学園寄附行為に基づいて、学校法人松商学園の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしましたので、その結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

私たち監事は監査にあたり、理事会、常任理事会、評議員会等の主要な会議に出席し、理事、職員及び内部監査室から業務執行の状況につき報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなどして業務執行の状況を調査するとともに、内部統制の整備及び運用の状況並びに学校法人の運営体制の充実に向けた取組みの状況について、必要な範囲で検討及び確認を行いました。

また、会計監査人から監査計画、監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査方法及び結果の相当性について検討しました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務は法令及び寄附行為に従い適正に執行されているものと認めます。また、理事の職務執行の状況に関して、不正の行為、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制の整備及び運用の状況並びに学校法人の運営体制の充実に向けた取組みについては、法令の趣旨に照らして概ね適切に行われているものと認めます。
- (4) 会計監査人である EY 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上